

福障施第 000306 号

令和 7 年 8 月 5 日

福岡市内  
障がい福祉サービス事業所 管理者 様  
(就労移行支援、就労継続支援)  
特定相談支援事業所 管理者 様

福岡市長 高島 宗一郎  
(福祉局障がい者部障がい施設福祉課)

### 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて

平素より、福岡市の障がい福祉行政にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行に伴い、新たな障がい福祉サービスとして、令和 7 年 10 月から「就労選択支援」が開始されます。

本市におきましては、今後の取扱いについて下記のとおりといたしますので、各障がい福祉サービス事業所におかれましては、特別支援学校等との連携についてご協力をお願いするとともに、関係職員にご周知いただき、事務手続き等遺漏なきようお願いいたします。

なお、令和 9 年 4 月以降に就労継続支援 A 型を利用する場合等の取扱いについては、国からの具体的な取扱いが示された後に改めて示す予定です。

#### 記

## 1 現状（本市の取扱い）

特別支援学校高等部卒業後、就労継続支援 B 型の利用意向がある者においては、特別支援学校高等部在学中に企業や就労移行支援事業所・就労継続支援 A 型事業所の実習における就労面の評価等が実施され、特別支援学校からアセスメント結果（学校意見書）が本人、保護者、福岡市各区役所、相談支援事業所に提供された場合については、就労アセスメントを受けたものとみなし、就労継続支援 B 型の利用手続きを行うことができる。

## 2 変更後

特別支援学校高等部、高等学校、中等教育学校の後期課程の卒業後、就労継続支援 A 型または B 型の利用意向がある者においては、在学中に、就労選択支援を利用し、就労面に係る課題等の把握を行い、就労選択支援事業者が作成したアセスメント結果が本人、保護者、福岡市各区役所、相談支援事業所に提供された場合においては、就労継続支援 A 型または就労継続支援 B 型の利用手続きを行うことができる。

※アセスメントについては、校内外での実習の場面に就労選択支援事業者が出向いて実施することも可能。

※就労継続支援B型の利用の意向がある場合について、近隣に就労選択支援事業者がない場合や、利用可能な就労選択支援事業者数が少なく、就労選択支援を受けるまでに待機期間（約1か月を目安とする）が生じる場合は、現状と同様の取り扱いを認める。

### 3 適用年月

令和8年度卒業生からの適用とする。

### 4 参考資料

- ・【市通知】令和元年7月1日付保障福第166号「就労系障がい福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について」
- ・【国通知】令和7年5月15日付障障発0515第2号「特別支援学校等における就労選択支援の取扱いについて」
- ・【別添1】就労選択支援の実施について
- ・【別添2】「就労選択支援実施マニュアル」の送付について
- ・【別添3】「就労選択支援」案内リーフレット（福岡市版）
- ・【別添4】就労系障害福祉サービスにおける教育と福祉の連携の一層の推進について
- ・【別添5】各支援機関の連携による障害者就労支援マニュアル

【担当・問い合わせ先】

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所行政棟12階

福岡市福祉局障がい者部障がい施設福祉課施設指導第1係

電話：092-711-4249／FAX：092-711-4818

E-mail：syougai-shisetsu@city.fukuoka.lg.jp